

公立美術館地域展開型研修事業 実施要綱（令和3・4年度実施）

（美術館出前（オーダーメイド）型ゼミ）

1 趣旨

地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）が設置する美術館（美術作品等の公開及び保管を行う施設をいい、博物館を含む。以下「公立美術館」という。）の職員等の実践的な公立美術館運営能力の向上及び公立美術館の相互交流の促進を図るため、地域創造と公立美術館の共催事業により、公立美術館の現場の課題意識にそったオーダーメイド型の研修事業を行うものとする。特に本研修事業は、地域の公立美術館の職員が参加しやすいように、出前型研修（地域創造の負担において、講師を公立美術館に派遣するタイプのゼミ等）として行う。

2 対象研修事業

（1）対象となる研修事業

地域創造と公立美術館が共催して行う、公立美術館の職員等を対象とした研修事業。

（2）研修事業の対象となる公立美術館等

研修事業の対象となる公立美術館は次の①のとおりとし、②の形態による複数の美術館の参加を要件とする。

① A 地方公共団体が設置し、以下の団体が管理運営する公立美術館

ア 地方公共団体

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体

B 地方独立行政法人が設置し、管理運営する公立美術館

② 参加する美術館の形態は、原則として、次のいずれかとする。

ア 都道府県単位の複数の美術館

イ 都道府県内外のまとまった地域の複数の美術館

（3）研修事業の対象となる職員

研修事業の対象となる職員は、公立美術館の学芸員、一般事務職員、当該公立美術館を設置する地方公共団体の行政部局の職員等とする。

（4）研修事業の申請者

- ・ 都道府県単位の公立美術館の研修事業の場合は、当該都道府県立美術館
- ・ 都道府県内外のまとまった地域における研修事業の場合は、地域の中核的な公立美術館

3 事業内容

（1）研修事業開催地

研修事業は、原則として、2（4）の申請をする公立美術館（以下、「申請美術館」という。）において開催する。

(2) 参加者数

研修内容に則した参加者数を設定する。原則として、20名以上の参加者により研修を行う。

(3) 開催回数、開催時間等

原則として、令和3年度、4年度の2年間について、内容の異なる半日程度の研修事業を、申請美術館の決定する日程において、複数回行う。

(例 有識者による講義、事例紹介、グループディスカッション、実践的なワークショップ等)

(4) カリキュラム

原則として、地域創造が示す別紙の研修項目を参考に、公立美術館の職員等の実践的な公立美術館運営に資するカリキュラムを、公立美術館の課題意識にそって、申請美術館と地域創造が共同して、オーダーメイド型で策定する。

(5) 講師

研修事業の講師は、地域創造の負担において、派遣するものとする。

(6) 申請美術館としての業務

申請美術館は、各研修のテーマ設定、参加者募集にかかる事務、参加者名簿の作成、司会や受付などの人員確保を含む会場の設営、配付資料の印刷などの業務を行う。なお、研修事業に参加する公立美術館の職員等の旅費は、職員を研修に参加させる当該公立美術館等が負担する。

5 研修事業申請方法

(1) 申請書類

地域創造のホームページから、公立美術館地域派遣型研修事業に係る申請書をダウンロードし、必要事項の記入の上、申し込むものとする。

(2) 締め切り

令和3年1月29日(金)

(3) 決定通知等

令和3年2月中旬に研修候補地を内定し、申請美術館に通知する。その後、調整を行った後、4月上旬に研修事業決定通知を、申請美術館に発出する。

別紙

研修項目例

- ・文化政策のこれまでの流れと今後の方向
- ・公立美術館のミッション策定のあり方
- ・地域連携・地域に親しまれる企画のあり方
- ・効果的なプロモーション(広報)
- ・マーケティング・創客
- ・美術館と観光・インバウンド
- ・公立美術館同士または民間施設との連携
- ・公立美術館と他の行政分野との連携
- ・美術館経営の PDCA サイクル
- ・公立美術館の評価システムの具体例
- ・公立美術館のショップ・レストランの具体例
- ・公立美術館の組織や人を動かす手法
- ・その他、申請美術館が必要とする、公立美術館運営能力の向上に資するもの